

花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 事業に関する手続等（第6条—第15条）

第3章 事業の適正管理（第16条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

第5章 罰則（第24条・第25条）

附則

国連が採択した17のグローバル目標を定める持続可能な開発目標（いわゆるSDGs）において、環境に関しては、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに一すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する一」及び「気候変動に具体的な対策を一気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる一」の2つの目標が設定されている。

花巻市は、このSDGsの目標を達成するため、再生可能エネルギーの利用の普及及び拡大を推進しつつ、再生可能エネルギー発電設備に直接的又は間接的に起因する土砂災害その他の災害の発生のおそれ又は景観資源、自然環境（河川を含む。以下同じ。）若しくは市民の生活環境等に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電設備を安全に導入し、地域と共生して調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、花巻市における再生可能エネルギー発電設備の安全な導入について、市、事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の導入に係る基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域と共生して調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力及び同項第4号に規定する地熱をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及

びその附帯設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。

(3) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備を設置して発電を行う事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 太陽光を電気に変換して発電する設備を設置して発電する事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の太陽電池モジュールを合算した合計出力が50キロワット以上となる場合を含む。）

イ 風力を電気に変換して発電する設備を設置して発電する事業（建築物の屋根又は屋上に風力発電設備を設置するものを除く。）で、出力の合計が20キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する風力発電設備の合算した出力が20キロワット以上となる場合を含む。）

ウ 地熱を電気に変換して発電する設備を設置して発電する事業

(4) 災害 再生可能エネルギー発電設備に直接又は間接に起因する土砂災害その他の災害をいう。

(5) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。

(6) 事業計画 再生可能エネルギー発電設備の設計、設置及び管理に関する計画をいう。

(7) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を計画し、実施する者（契約により設置、実施、管理等を請け負う全ての者を含む。）をいう。

(8) 所有者等 再生可能エネルギー発電設備の所有者、占有者又は管理者（契約により管理を委ねられた者をいう。以下同じ。）をいう。

(9) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(10) 周辺関係者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地について所有権若しくは借地権（建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。））を有する者又はこれらの者と同程度の影響を受けると認められる者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物又は構築物について所有権若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者又はこれらの者と同程度の影響を受けると認められる者

ウ 事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体又はこれに類する団体

エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体

(11) 環境影響評価 再生可能エネルギー発電事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

(市の責務)

第3条 市長は、第1条に定める目的ののっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者、所有者等及び土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、関係法令、この条例その他の市の条例を遵守し、災害を防止し、景観資源、自然環境又は市民の生活環境等に十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条に定める目的ののっとり、市の施策、この条例その他市の条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

第2章 事業に関する手続等

(抑制区域の指定)

第6条 市長は、災害を防止し、景観資源、自然環境又は市民の生活環境等を保全するため、次の各号に掲げる区域のうち再生可能エネルギー発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができる。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の国定公園の区域
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の規定による地域森林計画の森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3

条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域

(9) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第2条第1号の県立自然公園の区域

(10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の存する区域

(11) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の存する区域

(12) 花巻市文化財保護条例（平成18年条例第242号）第33条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の存する区域

(13) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第20条第1項の規定により環境緑地保全地域として指定された区域

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、第1項及び前項の規定により抑制区域の指定、変更又は指定の解除をするときは、土地の区域を明示して告示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による抑制区域の指定、変更又は指定の解除は、前項の告示によってその効力を生ずる。

（届出）

第7条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業に該当する再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、当該設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）（以下「設置工事」という。）に着工する日の60日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者及び所有者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(2) 設置工事の着工予定日及び完了予定日

(3) 設置工事の工程

(4) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状

(5) 再生可能エネルギー発電設備の種別、設置する位置、構造及び発電出力

(6) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画（再生可能エネルギー発電設備の廃止後において行う措置を含む。）

- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項
- 3 事業者は、第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電事業を届け出る場合においては、規則で定める環境の構成要素に係る項目について環境影響評価を実施し、その結果について規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）の規定により環境影響評価が義務付けられる再生可能エネルギー発電事業については、この限りではない。
- (1) 事業区域内に前条第1項の抑制区域が含まれるもの
 - (2) 太陽光発電事業で、出力の合計が2,000キロワット以上のもの
 - (3) 風力発電事業で、出力の合計が1,000キロワット以上のもの
 - (4) 地熱発電事業
- 4 市長は、第1項の規定による届出をした事業者（以下「届出事業者」という。）の事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長その他行政機関の長に対し、その旨を通知することができる。
（変更の届出）
- 第8条 届出事業者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち、前条第2項第2号から第7号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 2 届出事業者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち、前条第2項第1号に掲げる事項の変更（相続、贈与、売買、合併又は分割により事業者及び所有者等が変更される場合を含み、規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の届出をした事業者（以下「変更届出事業者」という。）の事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長その他行政機関の長に対し、その旨を通知することができる。
（事前協議）
- 第9条 第7条第1項の規定により届出をしようとする事業者（第2項において「届出予定事業者」という。）又は前条第1項の規定により届出をしようとする事業者（第2項において「変更届出予定事業者」という。）は、当該届出を行う前に、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業に関する計画について市長と協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により協議を行った届出予定事業者又は変更届出予定事業者（以下「届出予定事業者等」という。）に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
（周辺関係者への周知）

第10条 届出予定事業者等は、当該届出を行う前に、当該届出に係る事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催する等事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の周知を行うにあたっては、災害の防止又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等の保全上の見地から、意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他必要な事項を定め、周辺関係者が事業計画の内容について意見の申出ができる機会を設けなければならない。

3 届出予定事業者等は、前項で定める意見申出の期間内に周辺関係者から規則で定める方法による意見の申出がなされたときは、当該意見に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議をしなければならない。

4 届出予定事業者等は、前項の規定により周辺関係者に見解書を交付したときは、規則で定めるところにより、対応状況を市長に報告しなければならない。

5 届出予定事業者等は、第1項の規定による周辺関係者への周知についての必要な措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

（協定）

第11条 届出予定事業者等は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止、又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等の保全に係る事項等について、市長又は周辺関係者から求めがあったときは、協定を締結するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業区域内に第6条の抑制区域が含まれ、かつ、第7条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当する再生可能エネルギー発電事業を行おうとする届出予定事業者等は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止、又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等の保全に係る事項等について、市長又は周辺関係者から求めがあったときは、協定を締結しなければならない。

3 前2項の規定により協定を締結した届出予定事業者等は、速やかに当該協定に係る書面の写しを市長に提出するものとする。

（設置工事着工等の届出）

第12条 届出事業者又は変更届出事業者（以下「届出事業者等」という。）は、当該届出に係る設置工事に着工又は再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（設置工事完了等の届出）

第13条 届出事業者等は、当該届出に係る設置工事が完了又は中止したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により完了の届出があったときは、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届出がなされた事業計画の内容に適合しているか確認するものと

する。

(廃止の届出)

第14条 届出事業者等は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 届出事業者等は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づいた適切な措置を速やかに講じ、再生可能エネルギー発電設備の廃止に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他関係法令に基づき、当該再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及び廃棄する等の措置を講じ、事業区域を原状に回復しなければならない。

3 第1項の規定により届出を行った事業者は、前項の措置を終え、再生可能エネルギー発電事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(増設等工事の届出)

第15条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において事業者が再生可能エネルギー発電設備又はこれに必要な工作物の増設、移転、修理、改造（以下「増設等工事」という。）に係る工事（これらの工事に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）をしようとする場合について準用する。

第3章 事業の適正管理

(維持管理及び補修)

第16条 事業者、所有者等又は土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業を実施している間、災害を防止し、景観資源、自然環境又は市民の生活環境等の保全上支障が生じないように、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるよう適正に維持管理及び補修をしなければならない。

(異常発生時の対応)

第17条 事業者、所有者等又は土地所有者等は、災害、又は景観資源、自然環境（河川を含む。）若しくは市民の生活環境等への被害が発生し又は発生する事態が生ずるおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について、周辺関係者に周知し、及び市長に通報しなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合又は同項の被害と同様な被害が及ぶと想定される場合においては、事業者、所有者等又は土地所有者等に対し、当該被害が生ずることを防止するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者、所有者等又は土地所有者等に対し、再生可能エネルギー発電事業に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、命じた職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号にいずれかに該当する事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第7条第1項、第8条第1項又は第2項(第15条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(2) 第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。

(3) 第10条第1項から第5項まで(第15条において準用する場合を含む。)の規定による周辺関係者に対する事業計画の周知のための必要な措置を正当な理由なく講じないとき。

(4) 第11条第2項の規定(第15条において準用する場合を含む。)により市長又は周辺関係者から協定を締結するよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく協定しないとき。

(5) 第12条、第13条第1項、第14条第1項又は第3項の規定(第15条において準用する場合を含む。)による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(6) 第14条第2項の規定による措置を講じなかったとき。

(7) 適正な維持管理又は補修を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(8) 第17条第1項の規定による通報をせず、若しくは同条第2項の規定による被害が生ずることを防止するために必要な措置を正当な理由なく講じなかったとき。

(9) 第18条の規定による報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告又は資料の提出をし、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(10)再生可能エネルギー発電事業により、災害が発生するおそれがある、又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(11)前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第21条 市長は、事業者が正当な理由なく、前条第2項の規定による勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受ける事業者に対し、あらかじめ期日、場所及び内容について通知した上、意見聴取をしなければならない。ただし、事業者が意見聴取に応じないときは、この限りではない。

3 前項の規定による意見聴取の手続に関する必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第22条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた事業者が正当な理由なく命令に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を、経済産業省に報告するとともに、公表することができる。

第4章 雑則

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第24条 第7条第1項、第8条第1項若しくは第2項の規定（第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第21条第1項に規定する命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。ただし、第7条から第11条までの

規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は増設等工事が着工されている再生可能エネルギー発電事業については、第7条から第13条まで、第15条、第20条第2項第1号から第4号まで及び第24条から第25条までの規定は、適用しない。